

大東市ソフトボール連盟規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は大東市体育協会大東市ソフトボール連盟と称する。
- 第2条 本会は事務局を大東市立体育館内におき、他に事務連絡所を置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は大東市におけるソフトボールチームの相互の親睦を密にし、ソフトボールの普及及び発展を図る事を目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- 1、 ソフトボール大会の主催、主管及び後援。
 - 2、 ソフトボールの普及・発展及び技術向上に関する事業。
 - 3、 上部組織及び交流する他市大会への参加。
 - 4、 その他本会が必要と認めた事項。

第3章 組織

- 第5条 本会は本会に登録されたソフトボールチームをもって組織する。
又本会は大阪ソフトボール協会の大東支部としての組織団体となる。

第4章 役員

- 第6条 本会は次の役員をおく。
会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（若干名）、
理事（若干名）、監査（若干名）
- 第7条 1、会長・副会長は理事会で推挙する。会長は本会を代表して会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長が支障のある時はその職務を代行する。
理事は加盟チーム及び公認審判員より選出する。理事は会務を掌理する。
理事長・副理事長は理事の互選によって選出する。理事長は理事会を代表し、その議長となる。副理事長は理事長を補佐し、理事長が支障のある時はその職務を代行する。
- 2、監査は会長が委嘱し、会計を監査する。
- 3、相談役・顧問を会長は委嘱することができる。
- 第8条 役員は総会で承認を得、役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第5章 会議

- 第9条 会議は総会及び理事会とする。
- 1、総会は年1回とし、加盟チーム代表と役員をもって構成し、会長が招集する。
 - 2、理事会は必要に応じて会長が招集する。
 - 3、会長が必要と認めた時は臨時総会を招集することができる。
- 第10条 会議の成立は2分の1以上の出席をもって成立する。
- 第11条 決議方法は出席者の過半数の賛成をもって可決とし、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第6章 登録

- 第12条 登録されるチームは下記に該当しなければならない。
- 1、大阪府在住もしくは在職者であること。
 - 2、他支部に登録されていない者で編成されていること。
- 第13条 登録は毎年定める期間内に所定の用紙を使用し、登録料を添えて申込むこと。
- 第14条 年度始めに登録したメンバーはその年度内の変更は原則として認めない。
但し登録事項に変動が生じた場合はただちに申し出ること。

第7章 会計

- 第15条 経費は下記の事項で支弁する。
年間登録料、大会参加費、補助金、その他
- 第16条 会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。
- 第17条 会計は監査を経た上、総会の承認を得なければならない。

第8章 専門部

- 第18条 本連盟は下記の部を置く。
- 1、総務部
 - 2、財務部
 - 3、審判部
 - 4、学童男子部
 - 5、学童女子部
- 第19条 各部にはそれぞれ部長、副部長を置く。

第9章 罰則

- 第20条 会員は本連盟の規定を守り、スポーツマンの自覚を忘れてはならない。
意に反した場合は会員の権利の停止、又は除名等の処分を受けることもある。

第10章 規約改正

- 第21条 本連盟の規約の改正は総会において2分の1以上の同意を得なければならない。

付則 本規約は昭和53年3月22日より施行する。

第1回改正	昭和56年4月1日	第7回改正	平成10年2月1日
第2回改正	昭和58年4月1日	第8回改正	平成12年2月1日
第3回改正	昭和59年4月1日	第9回改正	平成14年2月1日
第4回改正	平成 2年2月1日	第10回改正	平成19年2月1日
第5回改正	平成 3年2月1日	第11回改正	平成21年2月1日
第6回改正	平成 5年2月1日	第12回改正	平成22年2月1日

規約による登録規定

規約第6条に定められた登録に関して、下記の通りに定める。

- ・チームの編成は15才以上のメンバーで編成すること。
- ・代表者と監督及び登録メンバーは大阪府在住もしくは在職者であること。

第1条 登録チームは下記の何れかに属する。

「男子部」

- 1、男子1部 7チーム
- 2、男子2部
- 3、男子3部 1、2部以外のチームと新規チーム
- 4、壮年男子部 40才以上で編成されたチーム
- 5、実年男子部 50才以上で編成されたチーム
- 6、シニアの部 59才以上で編成されたチーム

但し壮年・実年・シニアの部は男子1、2、3部に登録されている選手でも良い。

「女子の部」

- 1、一般女子の部

「学童の部」

- 1、学童男子の部
- 2、学童女子の部

第2条 チーム編成は男女とも代表者・監督・コーチ・スコアラーを含め30名以内とする。

第3条 年度登録したメンバーはその年度内の変更はできないが、各大会の抽選会時のみ変更及び追加登録を認める。

但し他チームからの移籍選手については登録直後の大会には出場できない。

新チームの登録はその限りではない。

第4条

1項 他市へチーム移籍を希望する場合、事前に所属連盟、理事会の承認を得ること。

2項 他市からの受入れチームに対しては、原則3部よりスタートする。

但し、実績があると見なしたチームは、理事会の協議を経て1部もしくは2部よりスタートする事もある。

「申込場所」 大東市ソフトボール連盟事務局

〒574-0074 大東市谷川1丁目2-4

市川 久宜

TEL及FAX 072-873-5294

「登録手続き」 ・年度登録費 男子部 12,000円 女子部 10,000円

・登録用紙 所定の用紙を5部提出

大東市ソフトボール連盟大会規定

本連盟の各種大会は、日本ソフトボールオフィシャルルールならびに本連盟の規定に基づくものとする。

第1項 大会参加手続

1. 各種大会の申込は、定められた期間に所定の参加申込用紙により、事務連絡所まで申し込むこと。
2. 参加申込書には、所定の事項をはっきりと記入し、代表者の記名捺印すること。
3. 参加申込み締切後は、一切の変更及び追加は認めない。
4. 申込締切後の受付及びその問い合わせについては一切応じない。
5. 選手の二重登録は認めない。但し、実年・シニアチームはその限りではない。

第2項 抽 選 会

1. 抽選会には、参加料持参の上、1名以上必ず出席すること。
2. 抽選会に欠席、もしくは遅れて来たチームは、原則として棄権とみなす。
3. 他のチームによる代理抽選は認めない。
4. 抽選会の受付は、開始時刻の30分前から開始し、抽選の順番は受付順とする。

第3項 競 技 運 営

1. 選手の集合時間は、試合開始予定時刻の30分前までに当該球場に集合すること。
2. メンバー表の提出は試合開始予定時刻の30分前に各コートの担当審判員に提出すること。この際攻守の決定を行う。
3. 試合開始予定時刻前でも、予定時間を繰り上げて開始することがある。(但し30分を超えては行わない。)
4. ベンチ入りは、審判員の指示で行う。ベンチは、組合せ番号の若い方を1塁側とする。
5. ベンチ入りは、参加申込書に記載された者のうち、監督、コーチ、スコアラーを含め30名以内とする。
6. メンバー表の異なる選手のベンチ入りは認めない。
7. 試合開始時刻になっても会場に来ないチーム及び9名揃わないチームは棄権とみなす。
8. 試合球は主催者が用意する。(男子1部はその限りではない。)
9. 年度登録をしている選手は、当該試合のオーダー表に記入すれば、いつでも試合に出場することができる。

第4項 競技方法

1. 各試合のイニングは、7回とするが決勝戦を除き、時間制(70分ゲーム)を採用する。
男子1部は80分とする。
2. コールドゲームは、各試合とも5回以後7点差とする。
3. 7回を終了もしくは、70分の所定時間を経過して同点の場合は両チーム整列の上審判員の指示により抽選で決める。
4. 決勝戦は、7回80分ゲームとし、時間内で7回が終了し同点、及び制限時間が経過し同点の場合は、2イニングに限りタイブレーカーにより試合を継続する。それでも同点の場合は、抽選で決める。
5. 試合中の抗議は監督主将のみとする。
6. 放棄試合は理由の如何を問わず絶対にしてはいけない。
7. 暴力及び暴言等の一切の行為は認めない。
8. プレイヤーの飲酒は絶対に禁止し、喫煙は試合中の選手は全て禁止する。
それ以外のものは喫煙場所でのみ行うこと。
9. 雷鳴がかすかに聞こえたら、ただちに試合を中断する。

第5項 用具

1. バットは、日本ソフトボール協会公認バット(男子1部は革用)を使用すること。
2. バットのグリップはコルク、布製のテープ、ゴム製のテープ及び皮製テープからなす安全グリップをつけ、25.4cm以上38.1cm以内でなければならない。
すりへってバットの地肌が見えているか、又安全グリップですべすべした電気工事用タイプ等のテープは不正である。
3. ボールは検定球(ゴム製)とする。但し男子1部は革ボールとする。
4. スパイクは、金属スパイクの使用を禁止する。(男子1部使用可)
5. 攻撃側はヘルメットを着用すること。(打者、走者、次打者、コーチボックス)
6. 捕手は捕手用ヘルメット、マスク、スロットガード、プロテクター、レガース(両足)を着用すること。
7. バットリング、鉄棒は球場内に持込むことを禁止する。

第6項 開会式と閉会式

1. 開会式は、実施予定時刻の15分前までに球場に集合すること。
2. 閉会式には、定められた人員がユニホームを着用の上参加すること。不参加の場合は原則として棄権とみなす。
3. 各チームは、プラカード(タテ25cm×ヨコ50cm)を持参のこと。
4. 選手宣誓は、抽選会での組合せ表の一番クジを引いたチームとする。
5. 閉会式には、表彰チームの全員が参加すること。

第7項 服 装

1. 監督、コーチ、プレイヤーは、同色同型のユニホームを着用しなければならない。
帽子はユニホームの一部とする。
2. 同一の帽章と、胸マークを着けること。
3. 背番号は15cm以上、胸番号は6～12cm以内の大きさを統一されたものをつけること。
4. 背番号、胸番号は監督30番、コーチ31番、32番、主将10番とし、他は1～99番とする。
5. ゼッケンの使用は認めない。

第8項 審 判

1. 各チームは大会毎に定められた審判員を派遣すること。但しこの義務を怠ったチームは棄権とみなす。

第9項 運営の変更及び雨天時の連絡方法

1. 運営の都合により会場、日程、試合時間等の変更が生じた場合は、本部より連絡を行う。
2. 当日雨天等の場合の中止及び決行の決定は会場にて、第1試合開始予定時刻の60分前に掲示する。

申し合わせ事項

1. 試合中は、スピーディーに行動し、絶対無駄な時間を省くこと。
 - イ. 攻守交替は、すみやかにする。降雨中でないかぎりボールは投手板の近くにおくこと。
 - ロ. タイムを要求した場合でも、敏速に行動すること。
 - ハ. 次打者は必ずネクストバッターサークルで低い姿勢で待つこと。
2. 投手が投球準備動作にはいったら、両チームの声援は禁止する。
3. ゲーム中、メガホンを使用できるものは監督のみとする。
4. プレイヤーは、サングラス(度付は可)、時計、ネックレス、ヘアピン、指輪等の危険を伴うおそれのある物を身につけてはいけない。
5. グラウンドコートの着用は、自由であるが審判員が特別な事情で認めない限り、プレーイングフィールド内での着用は禁ずる。
6. ファールボールの処理は、攻撃側チームで行うこと。
7. 会場の設営(グラウンド整備、ネット張り等)は各試合当日の各コートの第一試合の両チームの全員がこれにあたる。
8. 各試合の終了後、両チームのメンバー全員で各ベンチと応援席を整備、清掃して、審判員確認を受けること。最終試合の両チームは、プレーイングフィールドの整備も含む。
9. 試合に勝ったチームは、大会本部に次の日程を確かめて帰ること。これに間違いが生じた場合は、チームの責任とする。